

公的研究費の運営・管理に関する規程

SBI 大学院大学

2022 年 3 月 2 日 施行

2025 年 9 月 3 日 一部改定施行（最終）

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、SBI 大学院大学（以下「本学」という）において、公的研究費を適正に運営・管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 責任体系

(最高管理責任者)

第2条 本学全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として、「**最高管理責任者**」を置く。

2. 最高管理責任者は学長をもって充て、以下の役割を担う。

- (1) 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、第3条、第4条に定める、「統括管理責任者」及び「コンプライアンス推進責任者」が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- (2) 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する研究科委員会・役員会・理事会等（以下「役員会等」という。）において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- (3) 自ら研究科委員会等で不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第3条 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、「**統括管理責任者**」を置く。

2. 統括管理責任者は事務局長をもって充て、以下の役割を担う。

- (1) 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (2) コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を推進する。
- (3) 競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の計画を策定し実施する。コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画については、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 統括管理責任者の指示の下、各部局における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、「**コンプライアンス推進責任者**」を置く。

2. コンプライアンス推進責任者はFD・SD委員長をもって充て、以下の役割を担う。
- (1) 各部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 各部局において定期的に啓発活動を実施する。
 - (4) 各部局において構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について実効的な管理監督及び指導を行う者として、「**コンプライアンス副推進副責任者**」を置く。

2. コンプライアンス副推進責任者は事務局長が指名した事務局員をもって充て、以下の役割を担う。
- (1) 各部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況をコンプライアンス推進責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理する。
 - (3) 各部局において定期的に啓発活動を実施し、実施状況を管理する。
 - (4) 各部局において構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導し、実施状況を管理する。

(監事)

第6条 監事は、以下の役割を担う。

- (1) 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べる。
- (2) 特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、役員会等で定期的に報告し、意見を述べる。

第3章 環境整備

(コンプライアンス教育・啓発活動)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

2. コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で

実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。

3. 実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
4. これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
5. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
6. 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

(ルール)

- 第8条 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。
2. ルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、本学全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても統一的運用を図る。
 3. ルールの全体像を体系化し、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。
 4. 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

(職務権限)

- 第9条 競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。
2. 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。
 3. 各段階の関係者の職務権限を明確化する。
 4. 職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。

(告発、調査及び懲戒)

- 第10条 学内外からの告発等（学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置する。
2. 不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。
 3. 以下1項から5項を含め、不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。

(1) 告発等の取扱い

告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。ま

た、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(2) 調査委員会の設置及び調査

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

(3) 調査中における一時的執行停止

被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(4) 認定

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(5) 配分機関への報告及び調査への協力等

- 1) 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
 - 2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する（別紙様式1）。
 - 3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
 - 4) 前1号から4号のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
 - 5) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
4. 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。
5. 懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した規程等を定める。

第4章 要因の把握・不正防止計画

（不正防止計画の推進部署）

第11条 不正防止計画の推進を担当する部署としてFD・SD委員会（以下「防止計画推進部署」という。）を充て、以下の役割を担う。

- (1) 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに本学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- (2) 防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(要因の把握と不正防止計画の策定及び実施)

第12条 防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか本学全体の状況を体系的に整理し、評価する。

2. 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部署は、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
3. 不正防止計画の策定に当たっては、第1項で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
4. 部局等は、不正根絶のために、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

第5章 運営・管理活動

(運営・管理)

第13条 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

2. 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
3. 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、不正な取引に関与した業者の取引実績（回数、金額等）やリスク要因・実効性等を考慮した上で取引停止等を検討する。
4. 発注・検収業務については、原則として、事務局が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。
5. 研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。
6. 物品等において、発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施する。
7. 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。
8. 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務局が実施する。
9. 換金性の高い物品については、適切に管理する。
10. 研究者の出張計画の実行状況等を事務局で把握・確認できる体制とする。

第6章 情報発信・共有化

(窓口・公表)

第14条 競争的研究費等の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

2. 競争的研究費等の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。

第7章 モニタリング

(モニタリング)

第15条 競争的研究費等の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。

2. 内部監査部門は、学校法人 SBI 大学理事会直轄組織としての位置付けを明確化するとともに、実効性ある権限を付与し強化する。

3. 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。

4. 内部監査部門は、前3項に加え、第11条の防止計画推進部署との連携を強化し、リスクを踏まえ、本学の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

5. 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。

6. 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

7. 文部科学省による研究機関に関するモニタリング調査について協力する。

8. 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、同様のリスクが発生しないよう徹底する。

第8章 雑則

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、研究科委員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2022年3月2日から施行する。

この規程は、2025年9月3日から一部改定施行する。

別紙様式 1 (報告書作成例)

※「報告書に盛り込むべき事項」を満たしていれば、必ずしもこの様式による必要はない。

〇〇〇〇〇第〇号

〇年〇月〇日

(配分機関 殿)

SBI 大学院大学

学長 〇〇〇〇

〇〇〇の不正等について (報告)

〇〇年度「〇〇〇〇〇〇事業 (競争的研究費等の名称)」において〇〇〇が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 経緯・概要

発覚の時期及び契機 (※「告発 (通報)」の場合はその内容・時期等)

調査に至った経緯等

2 調査

(1) 調査体制

調査委員会の構成

(※ 第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置)

(2) 調査内容

調査期間

調査対象者 (※対象者 (研究者・業者等))

調査対象研究課題・経費 (※ 当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。)

(※ 経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕)

調査方法 (例：書面調査〔取引業者の売上げ元帳との突合等〕、

ヒアリング〔被告発者及び関係者からの聴き取り〕等)

調査委員会の開催日時・内容等

3 調査結果 (不正等の内容)

(1) 不正等の種別

※ 例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等

(2) 不正等に関与した研究者 (※ 共謀者を含む。)

氏 名 (所属・職 (※現職))	研究者番号

(3) 不正等が行われた研究課題 (※該当する研究課題分作成)

研究種目名				研究期間	
研究課題名					
研究代表者氏名 (所属・職 (※現職))					
研究者番号					
交付決定額又は委託契約額 (単位: 円)					
〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
研究組織 (研究分担氏名 (所属・職 (※現職)・研究者番号))					

(4) 不正等の具体的な内容 (※可能な限り詳細に記載すること。)

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正等に支出された競争的研究費等の額及びその用途
- ・ 私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的研究費等の額 (※該当する研究課題ごとに該当する年度分作成)

〇〇年度(内訳)

(単位: 円)

費目	交付決定額 又は 委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用・不適切使用額
物品費	—			
旅 費	—			
謝金等	—			
その他	—			
直接経費計				
間接経費				
合 計				

4. 不正等の発生要因と再発防止策 (※当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。)

- (1) 不正等が行われた当時の競争的研究費等の管理・監査体制
- (2) 発生要因 (※被告発者側の要因、機関の管理体制の要因も含め可能な限り詳細に記載すること)
- (3) 再発防止策

5. 添付書類一覧

(例: 交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的研究費等の受取口座の写し、その他参考資料 (証憑類等) 等)

報告書に盛り込むべき事項

☐ 経緯・概要

- 発覚の時期及び契機（※「告発（通報）」の場合はその内容・時期等）
- 調査に至った経緯等

☐ 調査

- 調査体制（※ 第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置）
- 調査内容
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査対象（※ 対象者（研究者・業者等）、対象経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕）
（※ 当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。）
 - ・ 調査方法（例：書面調査〔取引業者の売上げ元帳との突合等〕、
ヒアリング〔被告発者及び関係者からの聴き取り〕等）
 - ・ 調査委員会の開催日時・内容等

☐ 調査結果（不正等の内容）

- 不正等の種別（例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等）
- 不正等に関与した研究者（※ 共謀者を含む。）
 - ・ 氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
- 不正等が行われた研究課題
 - ・ 研究種目名、研究期間、研究課題名
 - ・ 研究代表者氏名（所属・職（※現職）、研究者番号）
 - ・ 交付決定額又は委託契約額
 - ・ 研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）、研究者番号））
- 不正等の具体的な内容（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
 - ・ 動機・背景
 - ・ 手法
 - ・ 不正等に支出された競争的研究費等の額及びその使途
 - ・ 私的流用の有無
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

☐ 不正等の発生要因と再発防止策（※ 当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。）

- 不正等が行われた当時の競争的研究費等の管理・監査体制
- 発生要因（※ 被告発者側の要因、機関の管理体制の要因も含め可能な限り詳細に記載すること。）
- 再発防止策

☐ 添付書類

（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的研究費等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）

■ その他（機関における当該事案への対応）

（例）関係者の処分、交付中又は委託契約中の競争的研究費等の取扱い、刑事告発等

* 必ずしも当該報告書に盛り込む必要はないが、機関における当該事案への対応が決定次第、速やかに配分機関に報告することとする。

「公的研究費の運営・管理に関する規程」附表

2025 年 9 月 3 日

		役 割
最高管理責任者 本学全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者	学 長	・基本方針の策定・周知 ・必要な措置を講じる ・リーダーシップの発揮 ・役員会等で審議を主導し議論を深める ・啓発活動による、構成員の意識の向上と浸透を図る
統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者	事務局長	・具体策の策定・実施 ・実施状況を最高管理責任者に報告 ・不正防止の風土形成のための総合的な取組の推進 ・啓発活動等の計画を策定・実施
コンプライアンス推進責任者 統括管理責任者の下、各部局における競争的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者	FD・SD 委員長	・対策を実施・確認 ・実施状況を統括管理責任者に報告 ・コンプライアンス教育の実施・監督 ・研究費執行・管理のモニタリング・改善指導
コンプライアンス推進副責任者 コンプライアンス推進責任者を補佐し、競争的研究費の運営・管理について実質的な管理監督及び指導を行う者	事務局長が指名した事務局員	・対策を実施・確認 ・実施状況をコンプライアンス推進責任者に報告 ・コンプライアンス教育の実施・管理 ・研究費執行・管理のモニタリング・改善指導・管理
防止計画推進部署 不正防止計画の推進を担当する部署	FD・SD 委員会	・不正防止計画・具体的な対策を策定・実施・確認 ・監事と連携し情報提供 ・不正防止計画の策定・見直しについて監事と意見交換
内部監査部門 学校法人 SBI 大学理事会直轄組織	内部監査室	・財務情報のチェック ・管理体制の不備の検証 ・防止計画推進部署・監事・公認会計士等との連携 ・文部科学省によるモニタリング調査に協力
監 事 学校法人 SBI 大学寄附行為第 5 条に定める監事	—	・内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認・意見 ・不正発生要因が不正防止計画に反映されているか・計画が実施されているか確認 ・役員会等で報告・意見
役員会等	研究科委員会 役員会 理事会	役員会等で学長、監事からの報告や意見を聴き、議論